

## 令和 2 年度（第 8 期）事業計画

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

### I 基本方針・重点事項

令和 2 年度においては、事業の一層の活性化を図るとともに各単位会との連携を密にした効率的な組織運営と法人会活動の更なる充実に努める。

また、事業の実施に当たっては、引き続き、国及び地方の税務当局と連携協調した税に関する活動を始めとして、企業や地域社会の健全な発展に貢献する活動を展開し、知名度の向上や存在感のある法人会の確立を図る。

更に、公益法人として事業活動の継続的実施等の責務に鑑み、各単位会の組織・財政基盤をより強固なものとするため、会員増強並びに福利厚生制度推進の諸施策に全会を挙げて取り組む。

### II 主な事業計画

#### 1 公益目的事業の推進

##### （1）税の啓発・租税教育活動

イ 一般市民や次代を担う児童生徒に税の仕組みや必要性などを理解してもらうため、税の啓発と租税教育活動を積極的に実施する。

（イ）「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」は、引き続き青年部会及び女性部会が中心となって推進する。

（ロ）「租税教室」では全法連及び県連作成の租税教育用教材などを活用し理解を高めるとともに、税金クイズアプリ「おかやま探検税金クイズ」の周知等に努める。

ロ 税の啓発に際しては、ホームページや広報誌等の活用はもとより各種活動等あらゆる機会を捉え、資料配付など幅広に取り組む。

ハ 各単位会で持ち回り実施している県連「青年の集い」及び「女性セミナー」は、各単位会の活動状況等に係る情報交換はもとより、事例発表及び意見交換を行うなどし、その充実に努める。

二 申告納税制度の一層の定着を図るため、「消費税期限内納付推進運動」に取り組むとともに、併せて、電子納税（e-Tax、e-LTAXの利用によるダイレクト納付を初めとした納税手続き）の推進を図る。

また、消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和 5 年 10 月に移行が予定されているインボイス方式の周知に努める。

##### （2）税制提言活動

地域経済の担い手であり、また、雇用の受け皿でもある中小企業の活性化に資するため、会員企業等からの税制改正等に関する意見・要望、更に経済の進展、社会構造の変化等を踏まえ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

また、全国大会で採択される「税制改正に関する提言」については、地元国会議員や地方自治体の首長及び議長に対して、より実効性を高めるため、極力、会長等役員により実施し、提言内容も吟味するほか、ホームページや広報誌等を通じて広く周知する。

### (3) 税に関する広報の充実

広く一般に対し、「税の啓発」及び「e-Tax」「e-LTAX」の普及などに資するためのPR活動並びに法人会の活動内容等の周知を図るため、各種媒体や地域イベントなどを利用し広報を展開する。

具体的には、ホームページへの掲載、税を考える週間における新聞記事下広告、全法連作成ポスターやノベルティグッズの活用等により効果的に実施する。

### (4) 経営支援活動

イ 税法・税務研修会、説明会、経営セミナー及び経済等講演会など（以下「講演会等」という。）を開催する際は、次に留意する。

（イ）講演会等は、時機に合った内容とするなどし、その内容充実を図る。

また、国税当局との連携協調のもと、共同開催や講師派遣を要請し、法人会の知名度の向上や存在感の確立に努める。

（ロ）講演会等への一般出席者の増加を図るため、チラシやホームページ等の各種媒体を利用する。

（ハ）講演会等では、税に関する研修教材を配付するとともに「e-Tax」「e-LTAX」の利便性の周知に努める。

特に、「自主点検チェックシート」については、当該資料の配付や国税庁後援事業であること、企業の成長、税務リスクの軽減に繋がることなどを説明し普及に努める。

ロ BCP（事業継続計画）について、策定等の参考となる資料情報を提供するとともに、各種媒体を通じて策定の必要性を周知する。

ハ 「自主点検チェックシート」や「法人会のご案内」などについて、税務署等関係機関の窓口への備え置きを推進する。

### (5) 地域社会への貢献活動

地域社会の発展に進んで貢献するという認識のもと、「地域社会の法人会」を目指して、「公益性」をより一層高めることに配意しつつ、税に関する活動はもとより、税以外においても、寄贈・募金、献血や清掃などの各種ボランティア活動、講演会の開催及びイベントへの参加など、地域の実情に応じた活動を積極的に展開する。

### (6) 各単位会の支援及び指導

県下各単位会が「公益社団法人」としての適格性を維持し、県当局への定期報告等が適切に実施されるよう研修及び指導等を徹底する。

また、「助成金運営事務委託事業」については、当該事業の適正かつ円滑な運営に努め、各単位会の助成金申請及び実績報告の取りまとめに際して、公益事業の具体的な内容とその資金の妥当性のチェック・調整等を行う。

併せて、各単位会の事務局強化及び実施事業の充実と推進を図るため、必要に応じて資金面での支援を行う。

## 2 組織・財政基盤の強化

### (1) 福利厚生制度の推進

法人会の福利厚生制度については、会員企業のための制度であることの一層の浸透を図り、次により同制度の推進に努める。

イ 福利厚生制度連絡協議会では、協力3社との連携及び制度推進について、具

体的かつ効果的な方策を早期に協議し積極的に取り組む。

また、施策の取組効果を高めるため、女性部会及び青年部会との連絡協議会を適時に開催する。

□ 財政基盤の中心となる経営者大型総合保障制度では、全法連女連協による同制度の推進目標、全法連青連協による同制度Jタイプの推進目標について、その達成を図ることとする。

また、3社各制度で取り組む「役員加入率のアップ」を始めとした各種施策については、その目標達成に向け、可能な限り協力することとする。

ハ 貸倒保障制度については、引き続き、取扱会社と各単位会との連携を図り、会員企業への周知などに努める。

ニ 平成30年度から提携・導入した金利優遇及び健（検）診料金の割引制度について、会員への周知を図るとともに、提携先の拡大に努める。

## （2）会員増強活動

イ 組織基盤の強化・維持を図るため、前年末以上の会員数を目標に法人会一丸となって、会員増強に取り組むこととする。

そのため、9月から12月までの4ヶ月間を「会員増強月間」とし、役員の率先した増強策への参画や指導のもと、次の施策のほか、各会の実情に応じた新規加入の推進策や退会防止策等、効果的な対応策を展開する。

（イ）金融機関を通じた会員増強策は有効であるため、引き続き、金融機関（支店長等）との関係醸成を図りつつ、加入見込み企業の紹介や「法人会のご案内」の配布等の協力要請を行う。

（ロ）新設法人等については、全法連法人番号管理システムや新設法人データなどにより把握し、加入勧奨を確実に行う。

（ハ）法人事業概況説明書に加入法人会名等を記載する取り組みを推進する。

□ 法人会活動の中核となる青年部会及び女性部会においては、会員（親会）及び部会員の増強に取り組む。

また、法人会アンケート調査システムについても登録者拡大及び回答率のアップに取り組む。

## 3 管理事務等の的確な執行

一般社団法人として諸規程及び関係法令に則り、情報開示等適正な事務遂行に努めるとともに、ガバナンスに配意した取り組みを行う。

また、役員会及び委員会等について、適時適切な開催に努め、全法連の決定事項等の周知並びに単位会との意思疎通を図り、法人会全体として機能発揮するよう努める。

なお、県連ホームページは、「税の啓発」を始めとして、各単位会の事業活動の紹介など、その内容の充実に努める。